

令和4年第4回

長万部町議会定例会会議録

令和 4年12月13日 開会

令和 4年12月16日 閉会

長 万 部 町 議 会

目 次

令和 4 年 1 2 月 1 3 日（火曜日）第 1 号

○招集年月日	-----	1 頁
○招集の場所	-----	1 頁
○開 議 日 時	-----	1 頁
○応 招 議 員	-----	1 頁
○不応招議員	-----	1 頁
○出 席 議 員	-----	1 頁
○欠 席 議 員	-----	1 頁
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	-----	1 頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	-----	1 頁
○議 事 日 程	-----	2 頁
○開会・開議宣告・議事日程	-----	3 頁
○諸般の報告	-----	3 頁
○会議録署名議員の指名	-----	3 頁
○会期の決定	-----	3 頁
○町長行政報告	-----	3 頁
○議案第 1 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する 条例	-----	8 頁
○議案第 2 号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	-----	13 頁
○議案第 3 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	-----	14 頁
○議案第 4 号 長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例	-----	15 頁
○議案第 5 号 長万部町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例	-----	17 頁
○議案第 6 号 長万部町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例	----	18 頁
○議案第 7 号 長万部町乳幼児等に対する医療費給付条例の一部を改正する条例	-----	19 頁
○議案第 8 号 長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	-----	20 頁
○議案第 9 号 長万部町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例	-----	21 頁
○議案第 10 号 長万部町ガス供給条例の一部を改正する条例	-----	22 頁
○議案第 11 号 議決の変更について (工事委託契約の締結(長万部中央跨線橋撤去工事))	-----	22 頁

○議案第12号	令和4年度長万部町一般会計補正予算（第11号）-----	23頁
○議案第13号	令和4年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）-----	30頁
○議案第14号	令和4年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第3号）-----	31頁
○議案第15号	令和4年度長万部町ガス事業会計補正予算（第3号）-----	32頁
○議案第16号	令和4年度長万部町水道事業会計補正予算（第2号）-----	33頁
○議案第17号	令和4年度長万部町病院事業会計補正予算（第2号）-----	34頁
○諸般の報告	-----	35頁
○同意第1号	長万部町固定資産評価審査委員会委員の選任について-----	35頁
○休会の決定	-----	36頁
○散会宣告	-----	36頁

令和4年第4回長万部町議会定例会（第1日目）

◎招集年月日 令和 4年12月13日（火）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開議日時 令和 4年12月13日（火） 午前10時00分

◎応招議員（10名）

1番	村川	毅	6番	橋本	收司
2番	辻	紀樹	7番	高森	功治
3番	高橋	克英	8番	北川	佳嗣
4番	大谷	敏弥	9番	柏倉	恵里子
5番	長崎	厚	10番	辻	義雄

◎不応招議員 なし

◎出席議員 応招議員に同じ

◎欠席議員 不応招議員に同じ

◎地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木幡正志	水道ガス課長	中里博也
副町長	佐藤英代	出納室長	岡野喜美雄
総務課長	佐藤久	消防長	中田義之
まちづくり推進課長	中山裕幸	病院事務長	佐藤修
新幹線推進課長	岸上尚生	教育長	近藤英隆
税務課長	本前武広	学校教育課長	對馬政宏
町民課長	佐藤剛	社会教育課長	神野隆之
保健福祉課長	岡部忠	選挙管理委員会事務局書記長	佐藤久
産業振興課長	小川洋	監査事務局長	増田理恵
農業政策室長	濱谷陽一	農業委員会事務局長	小川洋
建設課長	加藤慶一		

◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	増田理恵
議会事務局主幹	佐々木学
議事係	工藤大智

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		町長行政報告
日程第 4	議案第 1 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第 5	議案第 2 号	町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第 3 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第 4 号	長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8	議案第 5 号	長万部町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 9	議案第 6 号	長万部町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第 7 号	長万部町乳幼児等に対する医療費給付条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第 8 号	長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第 9 号	長万部町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第10号	長万部町ガス供給条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第11号	議決の変更について (工事委託契約の締結 (長万部中央跨線橋撤去工事))
日程第15	議案第12号	令和 4 年度長万部町一般会計補正予算 (第11号)
日程第16	議案第13号	令和 4 年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第17	議案第14号	令和 4 年度長万部町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第18	議案第15号	令和 4 年度長万部町ガス事業会計補正予算 (第 3 号)
日程第19	議案第16号	令和 4 年度長万部町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
日程第20	議案第17号	令和 4 年度長万部町病院事業会計補正予算 (第 2 号)
日程第21	同意第 1 号	長万部町固定資産評価審査委員会委員の選任について

◎開会・開議宣告・議事日程

10時00分 開会

○議長（辻義雄） ただいまの出席議員は9名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回長万部町議会定例会を開会いたします。

なお、遅参届が長崎議員よりありました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。

増田事務局長。

○議会事務局長（増田理恵） 諸般の報告をいたします。監査委員から令和4年度定期監査結果報告書および10月分例月出納検査報告書が提出されました。また、教育長からは教育行政事務事業点検評価報告書が提出されましたので、それぞれの写しをお手元に配付いたしました。

次に、議員派遣結果報告書が提出されましたのでお手元に配付いたしました。提出された報告書は、令和4年度渡島檜山管内市町議員研修会であります。

次に、本定例会に議案等の説明のため、あらかじめ町長、教育長その他執行機関およびそれぞれ委任または囑託を受けた説明員の出席を求めています。以上であります。

○議長（辻義雄） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辻義雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において3番高橋議員、6番橋本議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（辻義雄） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの4日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日から12月16日までの4日間と決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（辻義雄） 日程第3、町長より行政報告がありますので、これを許します。
木幡町長。

〔町長（木幡正志）登壇〕

○町長（木幡正志） 第4回町議会定例会の開催にあたり、日頃からの町政運営に対する議員各位のご協力に対し、心から感謝とお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、円安および原油価格・物価高騰の影響により、地方財政は例年にも増して厳しい状況にあります。計画した各種施策や事業等は、みなさまのご理解とご協力のもと、順調に進めさせていただいております。引き続き、本年度の残された行政課題の解決に努めてまいりますので、一層のご高配を賜りますようお願い申し上げ、行政報告に移らせていただきます。

はじめに、水柱対策について申し上げます。8月8日午後5時頃、住宅地にほど近い飯生神社前の林地からごう音とともに忽然と現れた水柱は、50日間の長きにわたり近隣住民や行政を悩ませ続けましたが、9月26日未明、突如として噴出を止めて以降静寂を保っております。

9月26日から予定していた防音対策工事は、施工内容を一部変更して26日は井戸内のカメラ調査、27日は電気伝導等による地層検査、28日は再噴出に備えたバルブを装着し、29日に大型サイレンサー（吸音パネル）を設置して完了をいたしました。噴出水対策工事は、10月17日にセパレーター（気液分離機）等の設置を開始し、20日に完了しております。

これにより水柱対策工事は一段落となりますが、仮に再噴出することがあっても、セパレーター等により水の飛散が抑えられ、騒音も一定程度抑制することができると考えております。今後は専門家や関係機関と連携を図り、長期間にわたってモニタリング調査を継続し、噴出原因や今後の対策を検討していくこととなりますが、町として大所高所から最善策を考えていきますので、町民のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

次に、寄附金関係について申し上げます。8月8日に噴出した水柱の対策費用が膨大となっているため、ふるさと納税制度を活用し、期間限定で実施しました「ガバメントクラウドファンディング」および企業版ふるさと納税による「水柱対策支援プロジェクト」の寄附金募集をしたところ、全国から多くの寄附金をいただいております。さらに、一般寄附金も町内外から多数いただいております。みなさまのご理解・ご協力に対し心より感謝を申し上げますとともに、水柱対策費用として有効に活用させていただきます。

また、長万部町まちづくり基金条例に基づく「ふるさと納税」による寄附金につきましては、前年度実績より大幅な収入増となっているため、関連する費用についての補正予算を本定例会に提案いたしております。

次に、長万部町地域公共交通計画について申し上げます。長万部町の地域公共交通の現状や課題を整理し、将来に向かって持続可能な公共交通ネットワークなどの検討・協議を進めていくため、9月5日から10月29日までの約2か月間、長万部町地域公共交通活性化協議会によるデマンド交通短期実証調査運行が実施されました。今後は、この調査運行の検証が協議会で行われ、地域にとって望ましい交通体系のあり方についての協議結果の提言をいただき、長万部町地域公共交通計画を策定してまいります。

次に、長万部町史の編さんについて申し上げます。長万部町史の編さんにつきましては、事業を円滑かつ効率的に推進するため、9月30日に第1回長万部町史編さん委員会を開催し、産業団体

に精通する方などを中心に5名の町民を委員に委嘱させていただき、正副委員長の選任や編さんの基本方針、今後のスケジュールなどの協議を行いました。町史の編さんは、編さん委員会の協議や承認をいただきながら資料収集・調査・原稿執筆などを含めて、今年度から7年後の令和10年度完成を目指して進めてまいります。

次に、北海道新幹線関係について申し上げます。現在、町内では5つのトンネル工事が施工中で、12月1日現在において4か所のトンネルが掘削中であります。

立岩トンネルのルコツ工区では、本坑5,000メートルのうち4,594メートルが、豊津工区では、本坑2,065メートルのうち1,457メートルが、豊野トンネルほか1か所では、本坑2,105メートルのうち1,362メートルが、内浦トンネルの静狩工区では、本坑5,570メートルのうち3,074メートルが掘削されております。

なお、国縫トンネルは、10月13日に本坑1,340メートルが、本町ではじめて地山部のトンネル掘削を完了したところであります。

次に、生活環境関係について申し上げます。本年4月から10月までの渡島廃棄物処理広域連合の焼却施設に排出した長万部町の可燃ごみの量は約981トンで、前年度同期と比較し、約24トン減少しております。

また、ごみの減量化の一環として実施しております衣類の無料回収は、役場窓口での随時受付と5月の巡回地域回収を実施し、今年度は10月末で660キログラムの衣料を回収いたしました。廃食用油は、今年度も役場・福祉センター・各会館のごみステーションに無料回収ボックスを設置して、現在までに450リットルを回収しており、使用済小型家電についても、同じく役場庁舎内の無料回収ボックスで、590キログラムを回収しております。町民のみなさまは、今後ともごみの減量化やリサイクルへのご協力をお願いいたします。

次に、町民の健康増進等について申し上げます。健康づくりの推進につきましては、特定健診やがん検診といった各種検診の受診率向上のため、無料クーポン券の配布や対象者への受診勧奨を行いながら実施しております。今後も検診の必要性を周知し、早期発見のため受診率向上に努めてまいります。

健康教室は、10月に長万部高等学校で命の大切さや自己肯定感を高めるための授業を実施し、高齢者を対象とした食生活改善教室は、9月に国縫地区、10月に旭浜地区で、食育教室は、10月にマリア幼稚園で実施しております。

次に、感染症対策について申し上げます。新型コロナウイルスワクチンの接種は、現在、オミクロン株に対応したワクチンの接種を実施しております。また、インフルエンザの予防接種は、長万部町立病院において実施中であります。

感染症の予防には、ワクチン接種のほか、うがいや手洗い、マスクの着用、咳エチケットなどの感染対策を徹底することが大切であることから、今後も感染症対策について、町広報などにより周知を続けてまいります。

次に、高齢者福祉関係について申し上げます。地域敬老会につきましては、従来と同様に地域敬老会を開催していただくか、昨年と同様に新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地域敬老会開催の代替として記念品等を配布していただくことにより高齢者の長寿を祝福し、社会に貢献した労をねぎらっていただくよう各町内会等へお願いしていたところ、対象者1,218人に対し1地区で4人が出席し開催され、記念品等の配布は26地域で1,095人へ配布していただきました。

また、長寿のお祝いと社会貢献へのお礼をこめて、9月10日から19日までの10日間、町内にある公衆浴場に助成を行い無料開放を実施したところ、1,104人が利用されました。

次に、冬期福祉給付金（福祉灯油）について申し上げます。本格的な冬に向かい、灯油料金の増嵩、電気料金の高止まりにかんがみ、高齢者や障がい者等で低所得の状況にある方に灯油購入費等の一部を助成し、経済支援により在宅福祉の向上を図ることを目的に、昨年度と同様に冬期福祉給付金事業を実施するため、補正予算を本定例会に提案いたしております。

次に、農業関係について申し上げます。家畜の主たる飼料作物の牧草やサイレージ用トウモロコシは、大きな天候の崩れもなく、牧草はおおむね平年並の収量を確保し、サイレージ用トウモロコシは、平年以上の収量を確保している状況であります。

生乳生産量は、4月から9月まで約4,783トンを出荷し、前年に比べ約44トンの減となり、乳代は約4億2,367万円で、前年に比べ約492万円の減となっております。

黒毛和牛の4月から9月までの販売頭数は118頭、販売金額は8,187万9,000円で、前年同期と比較して、販売頭数は11頭の減で、販売金額は2,634万8,000円の減となりました。

牧野関係では、生産コストの低減と酪農経営の安定を図るため、公共牧場運営事業を実施しておりますが、10月25日に下牧が完了しております。この間の入牧延べ頭数は6万78頭で、前年に比べ3,171頭の減となりました。

次に、林業関係について申し上げます。町有林一般造林事業は、富野地区にて地拵・植栽事業を5.45ヘクタール実施し、10月28日に完了しております。また、森林整備センターとの分収造林事業は、豊津地区にて作業道新設工事を901メートル実施し、11月14日に完了しております。

次に、漁業関係について申し上げます。本町のホタテ貝養殖漁業での11月末現在の種苗の生育状況は、へい死・変形等は平年に比べ少なく順調に生育しておりますが、春の耳吊り時期までの生育状況を、渡島北部地区水産技術普及指導所等各関係機関と連携し、調査を行う予定となっております。また、成貝は例年どおり12月中からの出荷を予定しております。

本年の秋鮭漁は、11月25日現在、漁獲量は約127トンで、4年連続の減少となり前年に比べ約8トンの減、漁獲金額は8,635万円で前年に比べ3,070万円の減となっております。このように年々減少し続ける秋鮭の回帰率を改善するため、長万部漁業協同組合が立ち上げた町内河川への稚魚の放流事業への支援策として、関連する補正予算を本定例会に提案いたしております。

次に、商工観光関係について申し上げます。中小企業の業況は、原材料価格の上昇や人手不足への懸念、さらにはコロナ禍における消費減少など、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いており、中小企業の健全育成と経営安定のため、国や道の様々な金融支援に対し、関係機関と連携し、町としての認定窓口等の設置を行っております。

上期の観光客入り込み数は、新型コロナウイルス感染症流行の影響がありました前年度の約6万1,100人に対し、本年度は水柱の影響もあり、約11万3,700人で86.1パーセントの増加となりました。

また、観光客誘致事業は、新型コロナウイルス感染症防止対策を行いながら、8月には札幌ドームで開催された「大ほっかいどう祭」、9月には3年ぶりの開催となりました「さっぽろオータムフェスト」に参加し、本町の特産品の販売などを行い観光PRを行っております。

次に、労政関係について申し上げます。本年度も季節労働者の労働環境向上のため、渡島檜山北部通年雇用促進支援協議会を中心に、雇用相談や求人情報の提供、技能研修などを通して、通年雇用に向けた支援を行っております。

次に、消費者相談関係について申し上げます。近年、悪質商法や訪問押し買い詐欺、料金不正請求など次々と新しい手口による消費者問題が多く発生しており、消費者の安全確保についての苦情相談など、住民に対して必要な情報収集や提供を行うため、全国消費者生活情報ネットワークを活用して全国の最新苦情相談情報を収集しております。今後、ますます巧妙化する手口への対応が必要とされる中、専門研修参加等により相談担当職員の資質向上を図り、消費者啓発セミナーの開催、関連する部署間の情報共有や町広報での消費者の安全確保に関する情報周知を継続して行い、住民の消費者生活被害予防に努めてまいります。

次に、建設関係について申し上げます。土木事業では、カマオツナイ橋外修繕設計業務委託は、令和5年3月27日までの工期で、町道浅見線災害調査設計業務委託は、令和5年2月28日までの工期で実施中であり、町道北九号線側溝取替工事につきましては、工期内に完了しております。また、長万部中央跨線橋撤去工事を北海道旅客鉄道株式会社に工事委託しておりますが、工事金額が確定したことによる契約金額の変更について、議決が必要なことから本定例会に提案いたしております。

河川維持関連では、普通河川ナイベコシナイ川およびオタモイ川維持工事を令和5年3月31日までの工期で施工中であります。

道路維持関係では、町道中山大通線外舗装補修工事および管内道路排水等清掃業務は、工期内に完成しております。また、町道静狩中央線排水整備工事は、令和5年3月31日までの工期で施工中であります。

住宅関係では、町営住宅はまなすシルバーハウジング非常灯交換工事は、工期内に完了しております。北海道新幹線建設に伴い移転建設となる町営住宅仮称新南部団地建設工事実施設計業務委託につきましては、令和5年3月10日までの工期で業務を実施中であります。その他、町営住宅や各公共施設の修繕工事は、計画的に実施しております。また、長万部町特定公共賃貸住宅管理条例が、法改正などにより一部改正が必要になることから、本条例の一部改正について本定例会に提案いたしております。

除雪関係では、協同組合長万部町建設協会と11月7日に本年度の除排雪に関する委託契約を締結し、町道や公共施設等の除排雪作業を実施してまいります。

公園事業では、今年度のあやめ公園パークゴルフ場の利用は、11月3日に終了いたしました。パークゴルフ場の利用者は4,005人で、前年度に比べ17.3パーセントの増となっております。また、長万部公園キャンプ場は、新型コロナウイルス感染症防止対策を講じて3年ぶりに開園し、2,252人が利用されております。

次に、公共下水道事業について申し上げます。公共下水道污水管路（1・3号幹線系統）カメラ調査外業務委託は、11月7日に完了しております。

次に、ガス事業について申し上げます。ガス低圧供給導管入替工事は、令和5年3月21日までの工期で施工中であります。ガス料金関係につきましては、ガス原料価格の高騰等を踏まえ、厳しい事業経営のリスク要因となっている「原料費調整制度」の単位料金単価に係る調整額の上限額を令和5年1月1日から廃止するため、関係する条例の一部改正を本定例会に提案いたしております。

また、資源エネルギー庁より「電気・ガス料金の激変緩和措置」で都市ガス需要家の使用量に応じ、令和5年2月検針分料金から値引きを実施する予定であり、事業費補助金が確定いたしましたら町広報やホームページで詳しく周知したいと考えております。

次に、水道事業について申し上げます。長万部地区浄水場負荷開閉器取替工事は、9月26日に完了しております。また、北海道新幹線建設工事に伴う水道管機能維持検討設計委託業務は、12月6日に完了しております。

次に、病院事業について申し上げます。町立病院では、新型コロナウイルス感染症に対して発熱外来での診療を続けており、町内での感染拡大時には診療体制を整えるため、一部外来診療を休診などの対応をとっております。今後も感染状況を確認しながら随時対応してまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

次に、消防関係について申し上げます。11月末現在までの火災発生件数は5件で、うち野火が3件、車両火災が1件、電線火災が1件発生しております。

救急件数は276件で、うち急病が129件、交通事故が11件、一般負傷が37件、その他転院搬送などが91件で、ドクターヘリによる搬送が8件となっており、前年同期と比較して、火災が2件の増、救急が16件の増、ドクターヘリ搬送件数は2件の減となっております。

火災予防の事業では、秋の全道火災予防運動期間中、全町にポスターや「火の用心」の旗を掲示したほか、旅館、大型店舗など不特定多数の方が出入りする施設の防火査察を実施いたしました。また、例年1月5日に開催している消防出初式は、学習文化センターにおいて式典を行う予定であります。

終わりに、本定例会に提案した議案は、条例の制定、一部改正、各会計補正予算など、合わせて18件となっております。議案上程の都度、担当説明員から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、行政報告を終わります。

〔町長（木幡正志）自席へ〕

○議長（辻義雄） 以上で、行政報告を終わります。

◎議案第1号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長（辻義雄） 日程第4、議案第1号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第1号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和5年4月1日から職員の定年年齢が段階的に引き上げられることにより、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制が導入され、給料月額については7割水準の調整が行われることから、関係条例の整備に関する条例を制定するものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

1 頁をご覧ください。第 1 条関係は、長万部町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で、第 3 条の報告事項の対象職員から除外する者として、法「第 2 8 条の 5 第 1 項」に規定する退職後の再任用短時間勤務職員を、法「第 2 2 条の 4 第 1 項」に規定する定年后再任用短時間勤務職員に改めるものであります。

2 頁をご覧ください。第 2 条関係は、職員の分限に関する条例の一部改正で、第 1 条の 3 の降給の種類に、「法第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する降給」として管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制による降給に関する規定を追加し、第 1 条の 4 の降格の事由に、「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか」及び「該当し、必要があると認める場合」を追加するもので、役職定年制導入に伴う条文の整理であります。

附則の改正として、「附則を附則第 1 項とし、附則に次の 3 項を加える。」もので、第 2 項は、「職員の給与に関する条例附則第 3 4 項の規定」、これは、給料月額の 7 割水準を支給する規定で、当分の間、この給料月額の 7 割水準となるものを降給の種類とするものであります。

3 頁をご覧ください。第 3 項は、「第 2 条第 6 項の規定」、これは、職員の意に反する降給の処分については、その旨を記載した書面を交付するという規定ですが、給料月額の 7 割水準となる場合は適用せず、「規則の規定により給料月額が異動することになった旨の通知を行うものとする」もので、第 4 項は、企業職員の降給についても、この条例の規定を準用する。というものであります。

4 頁をご覧ください。第 3 条関係は、長万部町職員の定年等に関する条例の一部改正で、題名の次に、目次、第 1 章から第 5 章及び附則を追加します。

第 1 条の趣旨は、法の引用条項に関する条文の整理。

第 3 条の定年は、定年年齢を病院で医療業務に従事する医師も含め、年齢 6 5 歳に改めるもの。

第 4 条の定年による退職の特例は、勤務延長に関する取扱いについて、第 3 章の管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入に伴う条文の整理でありまして、4 頁から 6 頁までとなります。

6 頁をご覧ください。第 3 章、管理監督職勤務上限年齢制は、定年延長に伴い新たに導入される制度であります。

第 6 条は、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職で、法第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める管理監督職は、次の各号に掲げる職とするものでありますが、病院で医療業務に従事する医師は除くものとしており、(1) 管理職手当を支給する職、(2) 行政職給料表の 5 級以上であるもの、を管理監督職とするものであります。

7 頁をご覧ください。第 7 条は、管理監督職勤務上限年齢で、年齢 6 0 年とするものですが、病院で医療業務に従事する医師については年齢 6 5 年とするもの。

第 8 条は、他の職への降任等を行うにあたって遵守すべき基準で、役職定年制により降任等するときの職位は、役職定年前に上位にあった職員が降任等する際の職位に比べて、同じか下位の職位にすることを定めるものであります。

8 頁をご覧ください。第 9 条は、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例で、第 1 項は、(1) は高度の知識、技能又は経験を必要とするため、(2) は勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、(3) は職務を担当する者の交替が業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、欠員を容易に補充することができず公務運営に著しい支障が生

ずると認めるときには、引き続き管理監督職を占める職員に、管理監督職のまま勤務をさせることができるとするものであります。

9 頁をご覧ください。第 2 項は、異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、事由が引き続きあると認めるときは、当該異動期間を更に延長することができるが、3 年を超えることができないとするもの。

第 1 項は、第 1 項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、ほかの職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、管理監督職についての適性を有すると認められる職員の数が管理監督職の数に満たない等の事情があるため、欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、引き続き管理監督職を占める職員に、管理監督職のまま勤務をさせ、又はほかの管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。とするもの。

10 頁をご覧ください。第 4 項は、第 1 項からこの項までの規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、第 3 項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、1 年を超えない期間内で延長された異動期間を更に延長することができる。とするものであります。

第 10 条は、異動期間の延長等に係る職員の同意で、第 9 条の規定により異動期間の延長等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。とするもの。

第 11 条は、異動期間の延長事由が消滅した場合の措置で、第 9 条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、ほかの職への降任等をするというものであります。

11 頁をご覧ください。第 4 章、定年前再任用短時間勤務制は、定年延長に伴い新たに導入される制度であります。

第 12 条は、定年前再任用短時間勤務職員の任用で、年齢 60 年に達した日以後に退職をした者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。とするもので、勤務時間、給与の仕組み等は、現行の再任用短時間勤務職員と同様の制度であります。

第 13 条は、規則で定める組合の年齢 60 年以上退職者に関する条文の追加であります。

第 5 章は、雑則で、第 14 条、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。を追加するものであります。

12 頁をご覧ください。附則を附則第 1 項とし、見出しとして「施行期日」を付し、附則に見出し及び 3 項を加えるもので、第 2 項は、定年に関する経過措置で、令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における、第 3 条の規定の適用については、表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、65 年をそれぞれ右欄に掲げる字句とするもので、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までは 61 年、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までは 62 年、令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までは 63 年、令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までは、64 年に定年年齢を 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げるもの。

第 3 項は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間において、改正前の第 3 条ただし書に規定する職員、病院の医療業務に従事する医師については、第 2 項の規定にかかわらず、定年年齢を 65 年とするもの。

第 4 項は、情報の提供及び勤務の意思の確認で、当分の間、職員が年齢 60 年に達する前年度において、当該職員に対し、年齢 60 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内

容その他の必要な情報を提供するとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努める。とするものであります。

13頁をとばして14頁をご覧ください。第4条関係は、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正で、第3条の減給の効果は、給料月額の7割水準となることから、条文を改めるものであります。

15頁をご覧ください。第5条関係は、長万部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で、第2条は、法の引用条項に関する条文の整理及び「再任用短時間勤務職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改めるもの。第3条は、「再任用短時間勤務職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改めるもの。

16頁をご覧ください。第4条及び第13条は「再任用短時間勤務職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

17頁をとばして、18頁をご覧ください。第6条関係は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、第2条の育児休業をすることができない職員、及び第8条の育児短時間勤務をすることができない職員について、管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴い延長された管理監督職を占める職員を追加するもの。

第13条の部分休業をすることができない職員は、19頁をご覧ください。定年前提任用短時間勤務職員制の導入による、法の引用条項に関する条文の整理及び「再任用短時間勤務職員等」を「定年前提任用短時間勤務職員等」に改めるもの。

第14条の部分休業の承認は、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前提任用短時間勤務職員等」に改めるものであります。

20頁をご覧ください。第7条関係は、職員の給与に関する条例の一部改正で、定年前提任用短時間勤務職員制の導入に伴う条文の整理及び一般職の給与法改正にならった文言修正で、第3条第3項中「の定める」を「で定める」に改め、第4項及び第6項中「その者」を「当該職員」に改め、第10項は、法の引用条項に関する条文の整理及び「再任用職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」とするため条文を改めるものであります。

21頁をご覧ください。第4条の2を削ります。第9条の2第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、第2号中「以下」の次に「この条において」を加えます。

22頁をご覧ください。第2項第1号「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「以下」の次に「この号において」を加え、ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改めるもの。第3号は、23頁をご覧ください。「その者」を「当該職員」に改めるものであります。

第11条第1項中「場合には」の次に「、」を加え、第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改めるもの。第3項は、24頁をご覧ください。「前項の規定により読み替えて適用する場合を含む」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、第4項も「場合は」を「場合には」に改めるもの。

第13条の4は、この度の改正による対象条項の修正及び「再任用職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改めるもの。

第15条は、25頁をご覧ください。第2項中「その者」を「当該職員」に改め、第3項中「再

任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるもの。

第15条の4は、第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に、第2項中「の定める」を「で定める」に、第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

26頁をご覧ください。第2号は「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」とするため条文を改めるものであります。

附則は、「附則に次の7項を加える。」もので、第34項は、給料月額の7割水準の支給に関し規定するもの。第35項は、給料月額の7割水準の支給を適用しない職員を規定するもの。

27頁をご覧ください。第36項は、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制により降給となった者に対する調整額の支給について規定するもの。

28頁をご覧ください。第37項から第39項までは、役職定年制により降給となった者との権衡上必要があると認められる職員に対する調整額の支給について規定するもの。第40項は、附則第34項から第39項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとするものであります。

29頁をご覧ください。別表第1の行政職給料表について、「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、金額としては同額であります。表の下段を改正後のように改めるものであります。

30頁をご覧ください。第8条関係は、職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正で、第1条の2は寒冷地手当の支給で、定年退職者等の再任用に関する地方公務員法第28条の4から第28条の6までが改正されたことによる条文の整理であります。

31頁をご覧ください。第9条関係は、長万部町職員の再任用に関する条例の廃止であります。

32頁をご覧ください。附則として、第1条は施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は公布の日から施行する。

第2条は勤務延長に関する経過措置で、この条例の施行日前に、改正前の条例の規定により勤務延長することとされた職員についての取扱いを規定するものであります。

第3条から第6条につきましては、定年退職者等の再任用に関する経過措置で、定年年齢の2年に1歳ずつの段階的な引き上げ完了時まで、定年退職した職員について、65歳までの雇用を確保するため、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者を暫定再任用するもので、その条件や任期、任期の更新などについて、及びこの条例の施行日前に、改正前の条例の規定により採用された再任用職員の任期の更新などについて規定するもので、32頁から35頁までとなります。

35頁をご覧ください。第7条及び第8条については、法の規定により暫定再任用職員の昇任等には、その昇任等の先の定年年齢を過ぎていなければならない、その職及び年齢については条例で定めることとされていることから規定するものであります。

第9条は、段階的に定年が引き上げられる職に暫定再任用職員を任用等する場合、前年度にその職の定年に達している者は引き上げ後の定年に達している者とみなす、というものであります。

36頁をご覧ください。第10条は、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置で、段階的に定年が引き上げられる短時間勤務の職には、前年度までに60歳になり退職した者のうち、前年度のうちに引き上げ後の定年に達している者は、定年前再任用短時間勤務職員への採用等はできない。というものであります。

第11条は、令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢で、その年齢を60年とするもので、令和5年度に60歳になる職員には、施行日前に情報の提供及び勤務の意思の確認をするよう努める、というものであります。

第12条は長万部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置で、暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規定を適用する。とするもの。

37頁をご覧ください。第13条は職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置で、暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する。とするもの。

第14条は職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置で、改正後の規定は、暫定再任用職員には適用しない。とするもの。

第15条はその他の経過措置の規則への委任で、附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。とするものであります。

以上がただいま上程されました、議案第1号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第5、議案第2号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第2号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、令和4年人事院勧告に伴い期末手当の支給割合を改めるものであります。条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

1頁をご覧ください。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第1条関係は、令和4年度に係るものであります。

第3条は手当で、第3項中「100分の215」を「、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225」に改め、12月に支給する期末手当の支給割合

を「１００分の１０」引き上げるものであります。

２頁をご覧ください。第２条関係は、令和５年度に係るものであります。

第３条は手当で、第３項中「、６月に支給する場合には１００分の２１５、１２月に支給する場合には１００分の２２５」を「１００分の２２０」に改め、６月期及び１２月期の支給割合を平準化するものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、令和４年１２月期支給の期末手当から適用する。ただし、第２条の規定は令和５年４月１日から施行するものであり、すでに支払われた期末手当は、改正後の内払であることを規定しております。

以上がただいま上程されました、議案第２号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

１１時１０分まで休憩いたします。

１０時５５分 休憩

１１時１０分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第３号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第６、議案第３号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第３号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、令和４年人事院勧告に伴うもので、改正する主な内容は、給料表の改定、勤勉手当の支給割合の改定であります。条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

１頁をご覧ください。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第１条関係は、令和４年度に適用となる事項であります。

第１５条の４は勤勉手当で、第２項第１号中「１００分の９５」を「、６月に支給する場合には

１００分の９５、１２月に支給する場合には１００分の１０５」に、一般職の１２月に支給する勤勉手当の支給割合を「１００分の１０」引き上げ、第２号中「１００分の４５」を「、６月に支給する場合には１００分の４５、１２月に支給する場合には１００分の５０」に改め、再任用職員の１２月に支給する勤勉手当の支給割合を「１００分の５」引き上げるものであります。

２頁から４頁は別表第１で、行政職給料表であります。

５頁をご覧ください。第２条関係の新旧対照表で、令和５年度以降に適用となる事項であります。

第１５条の４は勤勉手当で、第２項第１号中「、６月に支給する場合には１００分の９５、１２月に支給する場合には１００分の１０５」を、「１００分の１００」に、第２号中「、６月に支給する場合には１００分の４５、１２月に支給する場合には１００分の５０」を、「１００分の４７．５」に改め、６月期と１２月期の支給割合の平準化を行うものであります。

附則として、第１条は施行期日等で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第２条の改正規定については、令和５年４月１日から施行する。第２項は、第１条の規定による改正後の給与条例の規定中、第１５条の４第２項の改正規定は令和４年１２月期支給の勤勉手当から適用し、別表第一の改正規定は、令和４年４月１日から適用する。

第２条は、給与の内払いで、すでに支払われた給与は、改正後の給与の内払であることを規定しております。

第３条は、規則への委任で、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを規定しております。

以上がただいま上程されました、議案第３号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第４号 長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第７、議案第４号長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第４号長万部町パートタイム会計年度任用

職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、令和4年人事院勧告に伴い勤勉手当の支給割合が引き上げられる一般職員との均衡及び雇用と生活の安定を支える観点から、期末手当の支給割合を改めるものであります。

本条例は、令和元年12月定例会において議決をいただき制定され、期末手当の6月期及び12月期の支給割合は当時「100分の130」でありましたが、令和2年度、3年度の支給割合は人事院勧告により引き下げられ、現在「100分の120」となっております。本年の人事院勧告では勤勉手当の支給割合が引き上げられましたが、会計年度任用職員には勤勉手当がないことから期末手当を引き上げるものとし、合わせて生活の安定を支える観点から、制定当初の支給割合とするため「100分の20」引き上げるものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

1頁をご覧ください。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第1条関係は、令和4年度に係るものであります。

第8条は期末手当で、第3項中「100分の120」を「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の140」に改め、12月に支給する期末手当の支給割合を「100分の20」引き上げるものであります。

2頁をご覧ください。第2条関係は、令和5年度に係るものであります。

第8条は期末手当で、第3項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の140」を「100分の130」に改め、6月期及び12月期の支給割合を平準化するものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和4年12月期支給の期末手当から適用する。ただし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行するものであり、すでに支払われた期末手当は、改正後の内払であることを規定しております。

以上がただいま上程されました、議案第4号長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

辻紀樹議員。

○議員（2番 辻紀樹） 1点質問します。パートタイムの部分の、今の説明ですと、パートタイムには勤勉手当の部分がないということで、そこがカットされた場合、これからも考えられますけれども、今後その部分が出てきた場合については、パートの部分には勤勉手当が一般職員とか出てきた場合には、それは該当しないという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（辻義雄） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） 今後の人事院勧告の関係で、勤勉手当が減になった場合ということで、パートタイムの会計年度任用職員につきましては、制定当初に戻したという今回の方針がありますので、今後一般職員の勤勉手当が減額になった場合であっても、減額しない方向で考えております。

○議長（辻義雄） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 5 号 長万部町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第 8、議案第 5 号長万部町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第 5 号長万部町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、令和 4 年人事院勧告に伴い勤勉手当の支給割合が引き上げられる一般職員との均衡及び雇用と生活の安定を支える観点から、期末手当の支給割合を改めるものであります。本条例は、令和元年 1 2 月定例会において議決をいただき制定され、期末手当の 6 月期及び 1 2 月期の支給割合は当時「1 0 0 分の 1 3 0」でありましたが、令和 2 年度、3 年度の支給割合は人事院勧告により引き下げられ、現在「1 0 0 分の 1 2 0」となっております。

本年の人事院勧告では勤勉手当の支給割合が引き上げられましたが、会計年度任用職員には勤勉手当がないことから期末手当を引き上げるものとし、合わせて生活の安定を支える観点から、制定当初の支給割合とするため「1 0 0 分の 2 0」引き上げるものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

1 頁をご覧ください。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第 1 条関係は、令和 4 年度に係るものであります。

第 1 2 条は期末手当で、第 1 項中「の期末手当については、給与条例の適用を受ける職員の例による。」を「には、次の定めるところにより、期末手当を支給する。」に改め、同条第 2 項中「とみなす。」を「とみなし、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対して支給する。」に改め、同条第 3 項を次のように改めるもので、第 3 項としまして、期末手当の額は、報酬の月額に、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 0、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 4 0 を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、同一の任命権者に再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。

（1）6 か月、1 0 0 分の 1 0 0。

（2）5 か月以上 6 か月未満、1 0 0 分の 8 0。

(3) 3か月以上5か月未満。100分の60。

(4) 3か月未満。100分の30。

2頁をご覧ください。第2条関係は、令和5年度に係るものであります。

第12条は期末手当で、第3項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の140」を「100分の130」に改め、6月期及び12月期の支給割合を平準化するものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和4年12月期支給の期末手当から適用する。ただし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行するものであり、すでに支払われた期末手当は、改正後の内払であることを規定しております。

以上がただいま上程されました、議案第5号長万部町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

辻紀樹議員。

○議員（2番 辻紀樹） 先ほどパートタイムで質問しましたが、フルタイムの場合についても同じような考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（辻義雄） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） フルタイム会計年度職員につきましても、同様と考えております。

○議長（辻義雄） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 長万部町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第9、議案第6号長万部町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第6号長万部町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、特別職の期末手当の支給割合が引き上げられることに伴い、議員期末手当との均衡を考慮し、支給割合を改めるものであります。条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

1頁をご覧ください。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

す。

第1条関係は、令和4年度に係るものであります。

第1条は期末手当で、第2項中「100分の215」を「、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225」に改め、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の10」引き上げるものであります。

2頁をご覧ください。第2条関係は、令和5年度に係るものであります。

第1条は期末手当で、第2項中「、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225」を「100分の220」に改め、6月期及び12月期の支給割合を平準化するものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和4年12月期支給の期末手当から適用する。ただし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行するものであり、すでに支払われた期末手当は、改正後の内払であることを規定しております。

以上がただいま上程されました、議案第6号長万部町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 長万部町乳幼児等に対する医療費給付条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第10、議案第7号長万部町乳幼児等に対する医療費給付条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤剛） ただいま上程されました、議案第7号長万部町乳幼児等に対する医療費給付条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の一部改正は、乳幼児等に対する医療費給付の受給資格者の条件のうち、保護者の所得制限について廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

条例の改正内容につきましては、別紙新旧対照表により内容を要約しご説明いたします。表の左欄が改正後で右欄が改正前、下線部分が変更する内容であります。

第3条は受給者資格で、第3号を削り、第4号を第3号とするものであります。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するというものであります。

以上がただいま上程されました、議案第7号長万部町乳幼児等に対する医療費給付条例の一部を

改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 号 長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第 11、議案第 8 号長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前税務課長。

○税務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第 8 号長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険税の基礎課税限度額および後期高齢者支援金等課税限度額を引き上げ、課税限度額の合計額を国の基準と同額とするため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第 2 条は課税額で、第 2 条第 2 項中、「63 万円」を「65 万円」に改め、同条第 3 項中、「19 万円」を「20 万円」に改め、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の限度額を引き上げます。この改正により、課税限度額の合計額は、現行の「99 万円」から「102 万円」へ「3 万円」の引き上げとなり、国の基準と同額となります。

第 23 条は、国民健康保険税の減額で、第 23 条中、「63 万円」を「65 万円」に、「19 万円」を「20 万円」に改めます。この改正により、被保険者均等割額及び世帯別平等割額に係る 7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減後の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の限度額を改めるものであります。

2 頁をご覧ください。附則第 2 項は、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例で、第 2 項中、「同条中」を「同項中」に改め、規定を整備するものであります。

附則第 1 条は施行期日で、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条は適用区分で、改正後の長万部町国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとするものであります。

以上がただいま上程されました、議案第 8 号長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

の内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 長万部町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第12、議案第9号長万部町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

加藤建設課長。

○建設課長（加藤慶一） ただいま上程されました、議案第9号長万部町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則が一部改正されたことから、これによる参照条項のずれに合わせることで、適正な家賃を維持するための一部改正を提案するものであります。

条例の改正内容につきましては、議案に添付しております新旧対照表によりご説明申し上げます。表の左欄が改正後、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第2条は用語の定義で、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、号ずれが生じたため、第1項第3号中の所得に関する省令参照部分の「第3号」を「第4号」に改めるものであります。

第17条は家賃の減額で、第1項中「当該特定公共賃貸住宅の管理の開始後20年を限度として」を削除するもので、これは令和5年（2023年）で、管理開始した平成15年（2003年）から20年となり、経過後からは現在運用している所得階層別に設定している家賃減額措置が適用できなくなり、一律で著しく高額な家賃となってしまうことから、入居者の居住の安定を図るために所得階層による減額措置を継続できるようにする改正でございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上が、議案第9号長万部町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例についての提案理由と内容の説明であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号 長万部町ガス供給条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第 13、議案第 10 号長万部町ガス供給条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第 10 号長万部町ガス供給条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の一部改正は、ガス原料価格の高騰等を踏まえ、厳しい事業経営のリスク要因となっており、ます原料費調整制度の単位料金単価にかかる調整額の上限額を廃止することによりまして、今後の安定的なガス事業運営を図ることを目的に、条例の一部を改正するものでございます。

条例の改正内容につきましては、別紙新旧対照表によりまして内容をご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容でございます。

条例第 23 条は単位料金の調整でありまして、第 2 項第 2 号中の「ただし、その金額が 7 万 6,080 円以上となった場合は、7 万 6,080 円とする。」を削りまして、附則として、第 1 項は施行期日で、この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行するというものでございます。

第 1 項は経過措置といたしまして、令和 5 年 1 月ガス料金に限り、料金確定日が月の途中となるために、施行日前から継続して使用している場合は、従前の例とするものでございます。

以上がただいま上程されました、議案第 10 号長万部町ガス供給条例の一部を改正する条例についての内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号 議決の変更について

（工事委託契約の締結（長万部中央跨線橋撤去工事））

○議長（辻義雄） 日程第 14、議案第 11 号議決の変更について（工事委託契約の締結（長万部

中央跨線橋撤去工事))の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

加藤建設課長。

○建設課長(加藤慶一) ただいま上程されました、議案第11号議決の変更について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの議決の変更の提案理由は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決が必要になることから提案するものであります。

議案の内容につきましては、議案の中の表で示しております。変更する内容は、本年3月18日に議決をいただきました、長万部中央跨線橋撤去工事の契約金額の変更についてであります。本工事は長万部中央跨線橋が北海道新幹線建設に伴い、その支障物件となることから、撤去工事を北海道旅客鉄道株式会社に工事委託して実施しておりましたが、このたび工事金額が確定したことから契約金額を変更するものでございます。

契約金額について、変更前が1億3,220万9,000円で、変更後は6,658万212円に改めるものでございます。

以上が、議案第11号議決の変更についての提案理由と内容の説明であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(辻義雄) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

それでは午後1時まで休憩いたします。

11時42分 休憩

13時00分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第12号 令和4年度長万部町一般会計補正予算(第11号)

○議長(辻義雄) 日程第15、議案第12号令和4年度長万部町一般会計補正予算(第11号)の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長(佐藤久) ただいま上程されました、議案第12号令和4年度長万部町一般会計補正予算(第11号)について、その内容をご説明いたします。

今回補正する主なものは、人事院勧告及び会計科目間異動に伴う職員給与費の整理、燃料価格高騰に伴う電気料の追加、冬期福祉給付金の追加などで、歳入歳出にそれぞれ1億4,199万8,0

00円を追加し、補正後の予算総額を69億997万8,000円とするものであります。

内容は、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

はじめに、人件費からご説明いたします。歳出の内訳中ほどに、人件費として給料、職員手当等、共済費を別枠で記載しており、1頁の議会費から3頁の教育費まで計上しております。

3頁の歳出合計額をご覧ください。人件費の総額でご説明いたします。人件費全体では、人事院勧告や休職者、会計間異動等を整理し、1,005万1,000円の追加であります。内訳として、給料127万5,000円、職員手当等705万3,000円、共済費172万3,000円の追加であります。

次に、人件費以外についてご説明いたします。1頁にお戻りください。議会費は34万円の追加で、報酬4万5,000円の追加は一般事務員であります。

総務費は、7,602万6,000円の追加であります。一般管理費、報酬4万6,000円の追加は一般事務員。需用費364万4,000円の追加は、コロナ対策に係る消耗品費14万4,000円、燃料費50万円、電気料300万円の追加。委託料7万4,000円の追加は、職員健康検診委託。文書広報費、需用費27万円の追加は、町広報掲載記事の増加に伴う印刷費。会計管理費、報酬2万4,000円の追加は一般事務員。財産管理費、委託料55万円の追加は、旧静狩小学校維持管理委託で、冬期間の除排雪や屋根の雪下ろしなどの委託費用の計上であります。

企画費、報償費1,134万円の追加は、まちづくり基金寄付者贈呈品。需用費23万5,000円の追加は、理科大歓迎フラッグ作成に伴う消耗品費。役務費501万円の追加は、ふるさと納税に係る公金払手数料496万7,000円、データ処理手数料4万3,000円の追加。委託料303万4,000円の追加は、ふるさと納税業務支援委託。工事請負費32万5,000円の減額は、地域おこし協力隊員の空き家物件改修工事完了に伴う不用額の整理。積立金4,710万6,000円の追加は、ふるさと納税の増額見込みに伴うまちづくり基金積立4,980万円の追加。中央跨線橋撤去工事の金額確定に伴う事務費減額による北海道新幹線建設関連補償事業基金積立269万4,000円の減額であります。

歳入では、17寄附金、まちづくり寄附金で4,980万円を計上。19諸収入、雑入、新幹線建設関連補償金6,845万6,000円減額のうち、269万4,000円を減額いたしました。

ガス・温泉管理費、報酬6万7,000円の追加は、天然ガス採取作業員4万6,000円、ガス製造供給作業員2万1,000円の追加。旅費6万4,000円の追加は普通旅費。需用費33万5,000円の追加は、水柱対策に係る消耗品費。防災防犯諸費、需用費60万円の追加は電気料。賦課徴収費、償還金・利子及び割引料20万円の追加は過年度分過誤納還付金であります。

知事道議選挙費、報酬1万9,000円の追加は一般事務員。需用費18万8,000円の追加は、物価高騰に伴う印刷費4万8,000円、ポスター掲示板14万円の追加。役務費10万2,000円の追加は投開票機器点検調整料で、歳入では、15道支出金、総務費道委託金、知事道議選挙で、歳出同額の43万6,000円を計上いたしました。

町長町議選挙費、需用費4万8,000円の追加は、物価高騰に伴う印刷費であります。

民生費は、1,455万8,000円の追加であります。社会福祉総務費、負担金・補助及び交付金4万9,000円の追加は、多子世帯保育料等軽減補助。扶助費200万円の追加は冬期福祉給付金で、灯油料金の増嵩等にかんがみ、高齢者や障害者等で低所得の状況にある方々に、灯油購入費等の一部を助成するもので、対象者は、満75歳以上の高齢者世帯・障害者世帯・ひとり親世帯

・準要保護世帯で、給付額は1世帯あたり5,000円とし、400世帯分を計上いたしました。
繰出金10万円の追加は国民健康保険特別会計繰出金で、職員給与費等繰出分の整理であります。

福祉センター費、報酬3万8,000円の追加は社会教育施設管理人。老人福祉費、繰出金24万8,000円の減額は介護保険特別会計繰出金で、国庫補助金の増に伴う繰出金の整理。地域会館等管理費、需用費128万円の追加は、電気料120万円、水道料8万円の追加。後期高齢者医療費、負担金・補助及び交付金595万1,000円の追加は、後期高齢者医療療養給付費負担金で、令和3年度負担金の確定によるものであります。

2頁をご覧ください。老人福祉センター施設費、需用費7万円の追加は電気料。児童措置費、需用費48万6,000円の追加は電気料20万円、吊物設備ワイヤー交換に係る修理費28万6,000円の追加。負担金・補助及び交付金600万円の追加は幼稚園等施設型給付負担金で、利用見込者数の増によるもの。償還金・利子及び割引料1万8,000円の追加は、令和3年度被用者分再確定による児童手当返還金であります。

衛生費は、5,155万8,000円の追加であります。ごみ処理費、需用費90万円の追加は電気料。負担金・補助及び交付金8万円の追加はごみ処理ステーション設置補助で、申請予定件数の増に伴うもの。病院事業費、繰出金5,000万円の追加は病院事業会計繰出金で、収支不足分に係るもの。上水道費、繰出金12万6,000円の追加は水道事業会計繰出金で、水柱対応水道料金の免除分であります。

農林水産業費は、3,397万9,000円の追加であります。農地費、工事請負費84万7,000円の追加は、ADSL回線のサービス終了に伴う、南長万部地区浄水場光回線化工事。償還金・利子及び割引料1,000円の追加は、道営かんがい排水事業補助金返還金。公共牧場管理運営費、委託料856万3,000円の追加は管理運営委託で、肥料価格の高騰及び老朽化に伴う施設等の補修費用の増によるものであります。

歳入では、13使用料及び手数料、農林水産使用料、公共牧場使用料で、入牧頭数の減少に伴い、132万6,000円を減額いたしました。

林業振興費、報酬5万8,000円の追加は一般事務員で、歳入では、18繰入金、森林環境譲与税基金繰入金で、歳出同額の5万8,000円を計上いたしました。

水産業振興費、負担金・補助及び交付金126万円の追加はさけ増殖事業補助で、年々減少し続ける秋鮭の回帰率改善のため、町内河川への稚魚の放流事業への支援として、事業主体である長万部漁業協同組合に補助するもの。漁業振興設備等整備事業費、負担金・補助及び交付金2,280万円の追加は、ホタテガイ養殖施設強靱化対策事業補助890万円、ホッキ貝噴流式マンガンポンプ導入事業補助920万円、ほたて毛がに焼売製造機器導入事業補助470万円の追加で、北海道の地域づくり総合交付金を活用し、補助率は事業費の2分の1以内、事業主体である長万部漁業協同組合に補助するもので、歳入では、15道支出金、農林水産業費道補助金、漁業振興設備等整備事業で、歳出同額の2,280万円を計上いたしました。

商工費は85万2,000円の追加で、多目的活動センター施設費、需用費65万円の追加は、燃料費15万円、電気料50万円の追加であります。

土木費は、6,007万4,000円の減額であります。土木総務費、報酬3万2,000円の追加は運転作業員。道路橋梁総務費、委託料81万7,000円の追加は地籍図修正委託で、北海道新幹線建設工事の進捗に伴い、修正を要する登記土地数の増加によるもの。道路橋梁維持費、需用

費200万円の追加は電気料。委託料6,562万8,000円の減額は、中央跨線橋撤去工事委託の工事金額の確定に伴うもの。工事請負費13万2,000円の減額は、中央跨線橋撤去事前工事の完了に伴う不用額の整理で、歳入では、19諸収入、雑入、新幹線建設関連補償金6,845万6,000円減額のうち、6,576万円を減額いたしました。

3頁をご覧ください。公園費、需用費5万円の追加は電気料。住宅管理費、需用費200万円の追加は、電気料50万円、住宅修理費150万円の追加で、住宅修理費は不良箇所の修理や高額な修理が発生したことに伴う不足分の計上であります。

消防費は、499万6,000円の追加であります。常備消防費、需用費120万円の追加は電気料。消防施設費、需用費99万円の追加は施設修理費で、消防救急デジタル無線子局の修理費用であります。

教育費は、1,040万3,000円の追加であります。小学校費、学校管理費、報酬3万7,000円の追加は学校作業員。需用費60万円の追加は電気料。備品購入費10万円の追加は新型コロナウイルス対策備品で、歳入では、14国庫支出金、教育費国庫補助金、学校保健特別対策事業14万円のうち、7万円を計上いたしました。

中学校費、学校管理費、報酬3万7,000円の追加は学校作業員。需用費140万円の追加は電気料。備品購入費10万円の追加は新型コロナウイルス対策備品で、歳入では、14国庫支出金、教育費国庫補助金、学校保健特別対策事業14万円のうち、7万円を計上いたしました。

社会教育総務費、報酬4万7,000円の追加は社会教育施設作業員。町民センター施設費、報酬3万8,000円の追加は社会教育施設管理人。需用費34万円の追加は、電気料30万円、水道料2万円、下水道料2万円の追加。学習文化センター施設費、報酬5万8,000円は社会教育施設作業員2万円、社会教育施設管理人3万8,000円の追加。需用費242万円の追加は、電気料220万円、男子トイレセンサーの修理費22万円の追加であります。

保健体育総務費、報酬4万6,000円の追加は社会教育施設作業員。ファミリースポーツセンター施設費、報酬3万8,000円の追加は社会教育施設管理人。需用費44万円の追加は修理費で、暖房用灯油の地下タンク油面計の修理費用。海洋センター施設費、需用費15万円の追加は電気料。町民体育館施設費、需用費3万円の追加は電気料。学校給食センター費、需用費375万4,000円の追加は、物価の高騰に伴うもので、消耗品費17万8,000円、燃料費2万3,000円、電気料140万円、給食材料費65万円の追加で、修理費150万3,000円の追加は、食器自動供給装置や調理室の蛇口などの修理費用、備品購入費15万8,000円の追加は、デジタル台秤と冷蔵庫の故障による更新であります。

災害復旧費は、林業施設災害復旧費、工事請負費936万円の追加で、8月15日からの大雨により法面が崩壊した奥地林道豊津黒岩線の災害復旧工事で、歳入では、14国庫支出金、林業施設災害復旧費国庫補助金、林業施設災害復旧事業で608万4,000円、20町債、林業施設災害復旧債で290万円を計上いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。1頁にお戻りください。ただいま歳出でご説明した分は省略させていただきます。

14国庫支出金、総務費国庫補助金、地方創生事業は1億323万1,000円の追加で、新型コロナウイルス感染症対策のための、地方創生臨時交付金であります。

16財産収入、不動産売払収入、土地売払収入41万1,000円の追加で、宅地100.45平

方メートルの売払であります。

18繰入金、財政調整基金繰入金は2,592万円の追加で、今回の補正で不足する財源を当基金から取り崩し、収支の均衡を図るものであります。この基金取り崩し後の当基金残高見込額は、5億9,162万5,000円となります。

次に、補正予算書の5頁をご覧ください。第2表は、地方債補正であります。地方債の追加は、起債の目的、林業施設災害復旧で、限度額は290万円。起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりであります。

以上がただいま上程されました、令和4年度長万部町一般会計補正予算（第11号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳出より行います。はじめに議会費、9頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に総務費、9頁から11頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に民生費、12頁から13頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に衛生費、13頁から14頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に農林水産業費、14頁から16頁です。ありませんか。

北川議員。

○議員（8番 北川佳嗣） 16頁農林水産業費の、水産業振興費、負担金・補助及び交付金で、さけ増殖事業補助で126万円。これ町長の行政報告の中にも説明受けているんですけど、どのような内容で、どのような規模なのかを、もう少し詳しく教えていただけますか。

○議長（辻義雄） 小川産業振興課長。

○産業振興課長（小川洋） お答えいたします。さけ増殖事業補助の126万円なんですけれども、近年の鮭の大幅な漁獲量の減少ということで、町内3河川に鮭の稚魚50万尾を放流をする予定です。

○議長（辻義雄） 北川議員。

○議員（8番 北川佳嗣） 3か所50万。3か所、どこの川になるんですか。

○議長（辻義雄） 小川産業振興課長。

○産業振興課長（小川洋） 国縫川、長万部川、静狩川を予定しております。

○議長（辻義雄） ほかにありませんか。

辻紀樹議員。

○議員（2番 辻紀樹） 同僚議員と同じ科目なんですけど、この事業というのはやはり回帰率をあげていく、ということが主な目的だと思うんですけど、この事業というのは町長のほうで単年度というふうにお考えになっていますか。

○議長（辻義雄） 木幡町長。

○町長（木幡正志） 今のさけます増殖関係の126万、これの関係についてちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、さけますの増殖事業というのは、昭和52年から事業になってきて、今日までこの事業の中で、さけ定置網漁業が実施されてきたんだけど、ここ5年くらい本当に不良

続きで、例えば道南のさけます増殖事業所、ここに松前から長万部までの町村、それから函館市、北斗市が出資をしながら、鮭の稚魚を育ててきてる。そこから鮭を買って、川に放流する。ところが近年親魚がものすごく減少していて、鮭の生産というのは、通年長万部でも稚魚の放流で70万から80万尾放流するところを、来年は50万尾くらいしか供給されないという現状に今なってきております。その中で今日行政報告でも話もさせていただいたんだけど、52年からの統計でいくと、過去2番目の最低水揚げになってきてる。それで、定置業者というのは鮭の水揚げ量に沿って負担金を出す側に回ってきているんだけど、その負担金も出すだけもままならない業況になってきているというのがこれ現状で、今後回帰してくる、4年魚で回帰するというのが、さけますの増殖のひとつのルールになってきているんだけど、小型化して、大きく育った鮭が帰ってこない。そういうことを考えたら、去年も渡島町村会にこの話が出てきて、ぜひ立派な稚魚を育てるために支援をしてほしいというお話が出されました。これ全く突然だったんだけど、それで補助金ランク見たら長万部がトップ。380万くらいかな、拠出をしてくださいということで突然出てきたんですね。その段階では、長万部の漁獲量が一番最大、一番少ない所は福島の漁協で、一番少ないと。そのパーセンテージを割り出してやっていったら、長万部が380万で、その次函館市、それから八雲、北斗市。こういうランクで続いてきて、一番下のほうは7万くらいの負担金で済んでいる。こんな条件でさけます事業所を運営するというのは、問題ありだということで、少し抵抗を加えて、漁組さんもこれはないだろうと、漁獲量で支援して事業費の拠出を認めるということは、それは無理だということで、去年要求された金額を、とにかく1回この話は返しましょうということで、漁組さんのほうも頑張ってきたんだけど、定置部会のほうでその金を支払う。この様式がなくなった。ということで今回部会のほうからも含めて組合を通じてこの金額を何とか支援してほしいということの根拠が今回出てきた話なの。それであれば一大産業であった鮭漁業の復活を何とか考えなきゃいけないと。また来年漁の模様次第では、これが変わってくる。実際にそうしたことを繰り返していくのかなという気持ちにもなっているので、今年のさけます増殖協会の総会の推移を見て、また町村の割当数量が変わってくる可能性は十分にあるんだけど、いい稚魚を育ててください、いい稚魚を作ってください、それを放流することによって回帰率が高まる。こういった方法に切り替えていきたいという、その方法は何かといったら4月までのエサの量、何をエサとして食べさせるのか。その捕食の量によってがらっと稚魚が変わってくる。だからなぜ早くからそれやらなかったという話にもなるんだけど。現実にご覧のとおり道南厳しい状態、特に今年は噴火湾は日本海にも劣る最低の数字を記録しちゃった。ということで、今後定置業者の中にもそろそろ止めるかなって話も出てきてるので、なんとか定置業者の衰退を押さえたい。というのが今後のこういった種苗の確保にも応援をしていかなきゃならない時期に来たんじゃないのかなと思って、今回去年出してない金額の不足分を支援していきたいというのが今回の補正の内容。だから今後また続くのかという話については、その可能性がある。と思っただけであればありがたいなと。これもひとつ、さけ定置事業という産業の振興に係っているということで、若干支援も含めて今回やって、来年度の様子を見ていきたい。そう思ってます。

○議長（辻義雄） 辻紀樹議員。

○議員（2番 辻紀樹） 丁寧な答弁だったんですけども、そこでちょっと僕勘違いしてたんですけども、先ほど課長のほうから50万個っていう話だったんですけども、今の話でいけば3地区で稚魚が50万匹いただける事業ということでよろしいんでしょうか。

○議長（辻義雄） 木幡町長。

○町長（木幡正志） 先ほども話したんだけど、親魚の確保で卵数が変わってくる。親魚がたくさん確保できることによって、増殖、要するに稚魚を育てる尾数が増える。ところが卵が少ないとどうしてもその尾数が減るんだね。だから今年の採卵をした育てている稚魚の割合からいうと長万部には50万尾しか供給できませんという。これがひとつの数字が出てきたのが50万尾。そういうことです。

○議長（辻義雄） ほかにありませんか。農林水産業費です。

〔「なし」の声あり〕

次に商工費、16頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に土木費、17頁から18頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に消防費、18頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に教育費、18頁から21頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に災害復旧費、21頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

以上で歳出を終わります。

続いて歳入を行います。はじめに使用料及び手数料、6頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に国庫支出金6頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に道支出金、6頁から7頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に財産収入、7頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に寄附金、7頁です。ありませんか。

辻紀樹議員。

○議員（2番 辻紀樹） まちづくり寄附金ですけども、4,980万、この増額なんですけど、主な要因というのは、個人が多いんですか、企業が多いとかあると思うんですが。ちょっと教えてください。

○議長（辻義雄） 中山まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中山裕幸） お答えいたします。主な要因ですけども、まず町の対策として、寄附金の返礼品の掲載、この写真等をきれいな見せ方をしたり、そういった予算を今年付けてもらったので、その辺の部分で注目していただいたのかというのはございます。あと、これはちょっとまだ決算のときに分析したいと思ってますけど、やはり水柱関係で、ガバメントクラウドファンディングでも若干200万くらいもらってますし、あと一般寄附で1,300万くらいもうすでにもらっています。そのほか一般の寄附金にも、水柱で長万部町に相当注目いただいたと思ってます。そういったことで、おそらくこういったような倍増、去年5,000万ですからもうすでに7,700万くらい今現在で入ってきてますので、3月まで見込むと恐らくこの補正額になるだろうと

ということで、補正させていただいたので、ちょっと水柱の影響も大きいのかなと。これは今の時点で推測ですけど、いろいろコメントとか見ますと、そういったことで応援してくれた方が相当いると思っております。

○議長（辻義雄） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に繰入金、7頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に諸収入、8頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に町債、8頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

以上で歳入を終わります。

次に5頁をご覧ください。第2表地方債補正を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号 令和4年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（辻義雄） 次に日程第16、議案第13号令和4年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤剛） ただいま上程されました、議案第13号令和4年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ31万9,000円を追加し、補正後の予算総額を7億4,613万円とするものであります。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

はじめに歳出からご説明いたします。総務費は31万9,000円の追加であります。一般管理費の職員手当等8万4,000円の追加は勤勉手当の増。共済費は1万6,000円の追加であります。連合会負担金の負担金・補助及び交付金の16万5,000円の追加は、未就学児均等割保険料負担金の創設に伴う国保事業状況報告システムクラウドに係る機能追加改修分によるものであります。医療費適正化対策費の報酬4万5,000円の追加は、医療事務員に係るもの、職員手当等9,000円の追加は、期末手当の増によるものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。道支出金、保険給付費等交付金の5万4,000円の追

加は、特別交付金の追加であります。

繰入金の一般会計繰入金 10 万円の追加は、人件費分繰入金の追加であります。国庫支出金、システム改修補助金、システムクラウド改修補助金 16 万 5,000 円の追加は、歳出で連合会負担金の増額分に係るものであります。

以上が、議案第 13 号令和 4 年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の提案内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。3 頁から 4 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 14 号 令和 4 年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（辻義雄） 次に日程第 17、議案第 14 号令和 4 年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） ただいま上程されました、議案第 14 号令和 4 年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ 7 万 2,000 円を追加し、補正後の予算総額を 9 億 4,080 万 6,000 円とするものであります。

内容につきましては、補正予算書に添付しております概要により歳出からご説明いたします。

1 総務費、一般管理費、職員手当等 2 万 1,000 円の追加。3 地域支援事業費、包括的支援・任意事業費、職員手当等 5 万 1,000 円の追加は、ともに寒冷地手当で、人事異動や扶養者の異動による世帯区分の変更に伴い追加するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。4 国庫支出金、保険者機能強化推進交付金、保険者機能強化推進交付金 121 万 8,000 円の追加は、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組に対する交付金、介護保険保険者努力支援交付金、介護保険保険者努力支援交付金 134 万 2,000 円の追加は、介護予防・健康づくり等に資する取組に対する交付金で、ともに交付額決定による追加であります。

8 繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金 248 万 8,000 円の減額は、ただいま追加した交付金 256 万円を、それぞれの事業の財源に充当したことにより、歳出で追加した一般会計から繰り入れる人件費 7 万 2,000 円を差し引いた 248 万 8,000 円を一般会計繰入金から

減額するものであります。

以上がただいま上程されました、議案第14号令和4年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第3号）の内容であります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。3頁から4頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号 令和4年度長万部町ガス事業会計補正予算（第3号）

○議長（辻義雄） 日程第18、議案第15号令和4年度長万部町ガス事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第15号令和4年度長万部町ガス事業会計補正予算（第3号）の内容につきましてご説明をいたします。補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明をいたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出の補正で、はじめに、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出のガス事業費に40万円を追加し、補正後の支出予定額を1億3,834万3,000円に改めるものでございます。

内訳では、製造費の給料2万円、手当7万3,000円、賞与引当金繰入額3万1,000円、法定福利費1万4,000円、退職給付費2,000円の追加、供給販売費では給料3万6,000円、報酬3万5,000円、職員手当等3万1,000円、手当8万2,000円、賞与引当金繰入額3万4,000円、法定福利費3万6,000円、退職給付費6,000円の追加は、給与改定等に伴う人件費関連各項目予算の補正でございます。

次に、補正予算書の1頁をご覧ください。第2条の収益的収入及び支出につきましては、概要で説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費で、この経費は職員給与費の合計で、今回の補正に伴い、予算第8条中、「3,516万7,000円」を「3,556万7,000円」に改めるものでございます。

以上が、令和4年度長万部町ガス事業会計補正予算（第3号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。はじめに収益的収入及び支出を行います。2頁です。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、1頁をご覧ください。第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号 令和4年度長万部町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（辻義雄） 日程第19、議案第16号令和4年度長万部町水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第16号令和4年度長万部町水道事業会計補正予算（第2号）の内容につきましてご説明をいたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明をいたします。今回の補正は、収益的収入及び支出の補正でございます。

はじめに、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出の水道事業費に717万円を追加し、補正後の支出予定額を1億8,614万3,000円に改めるものでございます。

内訳につきましては、原水費の動力費160万円の追加は、電気料金の値上がり等による増額分で、配水費の修繕費480万円の追加は、国縫・静狩2地区の漏水箇所調査及び修繕費にかかる増額分で、受託工事費の工事請負費77万円の追加は、南長万部地区浄水場の集中監視システム光回線化工事費用にかかる増額分でございます。

次に、収入の水道事業収益に97万3,000円を追加し、補正後の収入予定額を1億8,804万1,000円に改めるものでございます。

内訳では、受託工事収益の給水工事収益84万7,000円の追加で、南長万部地区浄水場の工事に係る一般会計からの受託工事費用でございます。次の、他会計補助金につきましては一般会計補助金12万6,000円の追加で、8月に発生しました水柱からの、水しぶき飛散影響等を受けた世帯への水道基本料金の減免に係る費用分でございます。

以上が、令和4年度長万部町水道事業会計補正予算（第2号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。はじめに、収益的収入及び支出を行います。3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 17 号 令和 4 年度長万部町病院事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（辻義雄） 日程第 20、議案第 17 号令和 4 年度長万部町病院事業会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤病院事務長。

○病院事務長（佐藤修） ただいま上程されました、議案第 17 号令和 4 年度長万部町病院事業会計補正予算（第 2 号）の内容につきましてご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出に係る補正であります。

予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出のうち、収益的収入に病院事業収益 100 万円を追加し、補正後の予算総額を 7 億 1,009 万 5,000 円に改めるものであります。

内訳では、入院収益 3,960 万円の減額は入院患者数の減少による減。外来収益 940 万円の減額は外来患者数の減少による減。他会計補助金 5,000 万円の追加は、入院収益及び外来収益の減額分を、一般会計から繰り入れするものであります。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。2 頁をご覧ください。予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出のうち、資本的支出に 323 万 4,000 円を追加し、補正後の支出予定額を 1,466 万円に改めるものであります。

内訳は、機械器具備品購入費で、新型コロナウイルス感染症 PCR 検査用として、核酸増幅検査機セット 2 組を購入するものです。収入については資本的支出と同額の 323 万 4,000 円を追加し、補正後の収入予定額を 776 万 3,000 円に改めるものであります。

内訳は道補助金で、令和 4 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業であります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 689 万 7,000 円は、過年度分損益勘定留保資金 689 万 7,000 円で補てんをいたします。

補正予算書の 1 頁をご覧ください。第 2 条業務の予定量、年間患者数入院延べ 6,935 人を 6,205 人に、外来延べ 1 万 9,440 人を 1 万 8,150 人に改めるものであります。

第 3 条の収益的収入及び支出、第 4 条の資本的収入及び支出は、概要の中でご説明いたしましたので省略いたします。

第 5 条は他会計からの補助金で、予算第 7 条中 3 億円を 3 億 5,000 万円に改めるものであります。

以上が議案第 17 号令和 4 年度長万部町病院事業会計補正予算（第 2 号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。はじめに収益的収入を行います。4頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、資本的収入及び支出を行います。4頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、1頁をご覧ください。第2条業務の予定量及び第5条他会計からの補助金を一括して行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案配付のため暫時休憩いたします。

13時50分 休憩

13時52分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。

増田事務局長。

○議会事務局長（増田理恵） 諸般の報告をいたします。

ただいまから議題となります、同意第1号長万部町固定資産評価審査委員会委員の選任についての議案が町長より提出されましたので、お手元に配付いたしました。以上であります。

○議長（辻義雄） 以上で諸般の報告を終わります。

◎同意第1号 長万部町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（辻義雄） 日程第21、同意第1号長万部町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

木幡町長。

○町長（木幡正志） ただいま上程されました、同意第1号長万部町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由をご説明いたします。

この委員の任期は3年で、令和5年1月23日をもって任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

選任の同意を求める委員は3名の方であります。1人目の方は、住所山越郡長万部町字長万部1

15番地、五島伸二氏で、昭和31年3月28日生まれでございます。

2人目の方は、住所山越郡長万部町字栗岡175番地27、木村雅資氏で、昭和43年9月2日生まれでございます。

3人目の方は、住所山越郡長万部町字中ノ沢34番地26、山田秀徳氏で、昭和48年6月18日生まれでございます。

以上3名の方を委員として選任したいので、ご同意されるようよろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

◎休会の決定

○議長（辻義雄） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により12月14日から15日までの2日間を休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって12月14日から15日までの2日間を休会することに決定いたしました。

なお、本会議は12月16日午前10時から再開いたしますのでご承知おき願います。

◎散会宣告

○議長（辻義雄） 本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れ様でした。

13時56分 散会
